平成２７年（フ）第３８号
宮崎県日南市大字星倉6100番地29
債務者　山﨑　陽子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第５５号
宮崎県日向市永江町３丁目81番地、前住所大分県大分市大字毛井314番地の１
債務者　村上　節子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第５７号
宮崎県日向市大字財光寺124番地１　市営財光寺北住宅１棟15号、前住所宮崎県日向市大字日知屋16350番地４　都ハイツ203号
債務者　川野　利奈
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第３９号
長野県上伊那郡南箕輪村724番地81
債務者　赤羽　洋一
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第４０号
長野県上伊那郡南箕輪村724番地81
債務者　赤羽みどり
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第４２号
長野県上伊那郡飯島町飯島1181番地３、住民票上の住所長野県上伊那郡飯島町飯島2436番地27　北梅戸住宅52―Ｅ―６
債務者　米山　元子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第１７０号
兵庫県明石市林崎町２丁目３番26号　井上マンションⅡ―105号
債務者　堀井亜由美
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第７６号
広島県呉市豊浜町大字豊島3377番地の３
債務者　北田　美恵
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第７８号
広島県呉市倉橋町6531番地の１
債務者　大石　達則
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第５４号
佐賀県唐津市二タ子３丁目８番３号　臨港市営住宅804号
債務者　岡本　善仁
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第３４４号
熊本市中央区出水６丁目43番145号　ディアズ出水203
債務者　渕上　剛史
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８２１号
名古屋市天白区原２丁目3415番地　ジョイフル原南603号
債務者　上間　克也
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９２７号
名古屋市西区五才美町７番地　パラシオンＭＩ302号
債務者　鳴海　英明
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９６３号
愛知県尾張旭市庄中町１丁目３番地15　エステイト旭１Ａ号
債務者　杉浦　　仁
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０５０号
愛知県津島市西愛宕町２丁目45番地８
債務者　若松　　徹
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１１６号
名古屋市西区稲生町１丁目30番地　キャッスルサンセブン301号
債務者　上野　夏絵
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１３１号
名古屋市東区矢田１丁目８番３号　鶴田マンション２Ｂ号
債務者　本田　艶子
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１３７号
愛知県あま市坂牧坂塩110番地２
債務者　山下公二こと　盧　　公二
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部